

「三郷市地域防災計画改訂案」に対するパブリック・コメント手続の結果の公表について

- (1) 政策等の題名 三郷市地域防災計画改訂案
- (2) 政策等の案の公表日 令和3年10月26日(火)
意見の募集期間 令和3年10月26日(火)～令和3年11月25日(木)
- (3) 意見の提出状況
提出人数 市民 1名、市内団体 1名
提出意見 2件
- (4) 意見等の概要と市の考え方

日付	該当箇所(ページ、段落など)	意見等の概要	市の考え方
11/3		<p>三郷中央駅前では「喫煙禁止」という看板を見かけますが、それでもその看板の前のベンチに座ってタバコを吸っていたり、歩きタバコをしている人が多く、いつも大変迷惑をしています。</p> <p>公園内ですら、小さな子がすぐ近くで遊んでいるにも関わらずベンチでタバコを吸っている人間が居て、吸い殻もそのまま捨ててあります。</p> <p>歩きタバコの火が小さな子供の目の高さだったり、大人の私も副流煙の酷い臭いで頭痛になります。</p> <p>電子タバコはOKだろうと勘違いしてる人も多くいるようなので、その掲示も含めて、せめて駅前周辺の地域だけでも罰則や巡回などを強化していただけないか？</p>	<p>三郷市地域防災計画は、市地域にかかわる災害に関する予防対策、応急対策及び復旧復興対策について定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画書でございますので、お寄せいただきましたご意見につきましては、関係部署と情報共有させていただきます。</p>

<p>11/25</p>	<p>「第2編 第1章 第4節 第4 4.2 (1) ⑨要配慮者の円滑な避難に配慮した情報伝達」(p. 2-138)及び</p> <p>「第6編 第2章 第4節 第2 2.6 (1) 退避・避難等の基本方針</p> <p>「要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努める。」(p. 6-33)</p> <p>のところなど</p>	<p>国は、東日本大震災の折に、多様な障害に対応した意思疎通ができなかったという反省を踏まえ、平成25年3月27日付け(障企自発0327第1号)で、自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を発出し、その後も障害のある方への意思疎通支援について各種通知を出してきています。</p> <p>意見①</p> <p>地域防災計画においても、さまざまな障害の多様なコミュニケーション手段を保障するための体制の整備をしていくことについても、触れていただけると嬉しく存じます。</p> <p>意見②</p> <p>可能であれば、多様な意思疎通支援を保障するための条例の制定などについても、検討していくことにも言及していただければ幸いです。</p> <p>(近隣の自治体、野田市では「野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例」、草加市では「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」が最近、制定されています。)</p>	<p>意見①について</p> <p>お寄せいただきましたご意見に係る内容につきましては、</p> <p>「第2編 第1章 第2節 第4 4.1 (2) ④避難情報の伝達体制の整備」(p. 2-42)、</p> <p>「第2編 第1章 第3節 第2 2.1 (5) 住民等に対する情報発信手段の多重化・多様化」(p. 2-67)、</p> <p>「第2編 第1章 第4節 第4 4.1 (6) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備」(p. 2-134)、</p> <p>「第3編 第1章 第2節 第4 4.3 (1) 障がい者への広報」(p. 3-76)、</p> <p>「第3編 第1章 第2節 第16 16.1 (2) ④情報提供」(p. 3-137)、</p> <p>「第4編 第1章 第3節 第3 3.3 (1) 障がい者への広報」(p. 4-115)及び</p> <p>「第4編 第1章 第3節 第15 15.1 (3) ④情報提供」(p. 4-169)</p> <p>に含まれているものと考えております。</p> <p>意見②について</p> <p>多様な意思疎通支援を保障するための条例の制定などに関しましては、市の障がい福祉計画の基本目標における施策の方向と整合性を図る必要がありますので、お寄せいただきましたご意見につきましては、関係部署と情報共有させていただきます。</p>
--------------	--	---	---